

建物を利用される方の安全を守るため

重大な消防法違反の建物を ホームページ等に公表します



違反対象物に係る公表制度について

違反対象物に係る公表制度とは、建物を利用する方が、自ら火災危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用することができるよう消防署等が把握した「重大な消防法令違反のある建物」をホームページ等で公表する制度です。

この制度については、平成30年4月1日から開始されています。

上越地域消防 違反対象物一覧

検索



◎公表の対象となる建物は？

デパート、ホテル、旅館、病院、社会福祉施設等、不特定多数の方が利用する建物や1人で避難することが難しい方が利用する施設が対象となります。

◎公表の対象となる違反は？

建物に義務付けられた消防用設備（屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備）が設置されていない建物が対象となります。

◎公表の時期はいつ？

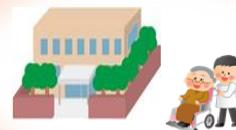
違反が認められる建物に対して、立入検査の結果を建物関係者に通知した日から14日を経過しても違反が是正されない場合に公表します。

◎公表の方法は？

上越地域消防事務組合のホームページ及び各消防署の掲示板へ掲載します。

◎公表の内容は？

① 建物の名称 ② 建物の所在地 ③ 違反の内容等 を公表します。



建物関係者の方へ

建物の増築、改築及び用途変更を行う場合、新たな消防用設備等の設置又は既存消防用設備等の改設及び増設等が必要になることがありますので、事前に消防本部又はお近くの消防署・分遣所にお問い合わせください。

公表制度に関するお問い合わせは

〒943-0824 上越市北城町1丁目16番1号
上越地域消防事務組合 消防本部予防課
TEL 025-525-1197

